

令和4年2月1日

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社復建エンジニアリング

女性が活躍できる雇用環境の整備を目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、以下の通り、一般事業主行動計画を定める。

### 1. 計画期間

令和4年2月1日～令和7年9月30日

### 2. 内容

目標1：計画期間内に正社員全体に占める女性正社員の割合を産業ごとの平均値（学術研究、専門、技術サービス業：22.9%）以上となることを目指す。

#### <対策>

令和4年2月～ HP等で女性社員の活躍情報を積極的に発信し、女性の採用応募者数の増加を目指す。

目標2：女性正社員の平均勤続年数を産業ごとの平均値（学術研究、専門、技術サービス業：9.8年）以上となることを目指す。

#### <対策>

令和4年2月～ 所定労働時間の変更・短時間勤務制度など、小学校入学までの子を持つ社員に対する両立支援制度の継続的な周知・利用促進を行い、育児休業復帰後も継続して働き続けられるような職場環境作りを推進していく。

令和4年2月～ 不妊治療を目的とした休暇制度導入の検討を行う。

令和4年2月～ ワークライフバランスを実現するため、育児・介護のための在宅勤務日制度導入の検討を行う。

目標 3 : 職域拡大等による女性社員への多様な職務機会の付与を行い、キャリアをデザインし  
やすい職場を目指す。

<対策>

令和 4 年 2 月～ 一般職から総合職への転換制度の運用をより積極的に活用する。

令和 4 年 2 月～ 定期的上司との面談を実施するなど、女性社員のキャリア形成を支援する  
環境を整備する。

以 上